

## 転入の場合

◆転居などにより、本校に転入される場合は、つぎの手続きが必要となります。

### 《転入に必要な手続き》

1. 現在通っている小学校で、転出の手続きを済ませます。
2. 本校(熊本市立楡木小学校)に転入予定の連絡を行い、転入手続きのための来校日(楡木小学校へ)を伝えます。(楡木小学校:096-339-5103)
3. 熊本市役所で転居の手続きを行います。そのときに「転入学通知書」をもらいます。
4. 「転入学通知書」「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「児童名ゴム印」の4つを持って(ゴム印が無い場合は3つ)来校(楡木小)し、転入の手続きを行います。

以上で、転入の手続きは完了です。

楡木小学校職員一同、お子さんの転入を心よりお待ちしております。

## 転出の場合

◆転居などにより、本校に転出される場合は、つぎの手続きが必要となります。  
転出が決まったら、早めに学級担任にご連絡ください。

### 《転出に必要な手続き》

1. 学級担任に転出の予定を連絡し、「転学届」及び「処理事務」の用紙をもらいます。(楡木小学校:096-339-5103)
2. 「転学届」と「処理事務」に必要事項を記入して、担任へ提出します。(押印等を忘れないようにお願いします。)
3. 担任もしくは教頭より、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「児童名ゴム印」をもらいます。(お子さんが最後に登校される日に上記をお渡しします。)
4. 年度途中の転出の場合は、事務室で給食費支払いの調整を済ませます。(※事前に給食費の過不足をお知らせしますので、支払い・還付の手続きを行ってください。)

以上で、転出の手続きは完了です。

(※転出先での手続きは上記「転入の手続き」を参考にさせていただきます。)

転出先の学校でのお子さんのご活躍を、心よりお祈りしています。